

2008 年 12 月 22 日

道州制基本法(仮称)の議論に関する意見(案)

道州制協議会委員
(株)都市生活研究所代表取締役
篠崎 由紀子

このたび道州制ビジョン懇談会において、「道州制基本法(仮称)」に関して懇談会としての答申を早急に行うべしとの提案が行われ、まずは答申に盛り込むべき論点等について議論されることになったことをうけ、下記のとおり意見を申し述べます。

記

はじめに

言うまでもなく、「道州」は国の出先機関でなく、地域主権社会の広域自治組織、広域の「地方政府」として議論すべきものと理解しております。そうであるならば、そのプロセスが少々迂遠、煩雑となろうとも、地域自らが自分たちの地域にふさわしいビジョンを描き、道州制の制度設計や移行準備にも地域の自治体や住民が主体的にかかわるプロセスが必要である。それらの経験を通じて、国民、住民の意識が変革されることなくして、真の地域主権社会は実現しない。これが私の基本的な主張であります。

1. 性急な議論への危惧

「道州制基本法(仮称)」については、当懇談会中間報告において「今後、地方の意見も反映しつつ、当懇談会において検討を進め、最終報告書に記載する」

とされていたにもかかわらず、その後、地方の意見を十分に聞くことがすすまないなかで、懇談会で早急に答申をまとめるという方針は、現下の社会情勢をかんがみてやむをえないとはいえ、国民、住民の意識の変革のためには拙速であり、その効果に疑問を感じるものであります。

2. 道州制基本法は時期尚早――しかし推進の梃子が必要

「道州制基本法（仮称）」の内容は必ずしも明確ではありませんが、文字通り道州制の「基本」を定める法律という意味であるならば、いまだ国民レベルのコンセンサスがあるとは言えず、時期尚早と言わざるをえません。ですから、「道州制基本法（仮称）」の名称はともかくとして、この段階で必要なことは、地域主権型道州制の検討・導入プロセスを透明にし、国民、住民の関心を高め、主体的な参加を求めることであり、これらの内容や、国と地方自治体の責務などを定める「道州制推進の基本となる法律」道州制推進法を制定することではないかと考えます。この考えで、以下わたくしは「道州制推進(基本)法（仮称）」と表記させていただきます。

3. 道州制実現のためのプロセス

（1）検討期限の設定

道州制の導入にあたっては、一定の経過期間を設け、最終的には日本全国に道州制を導入するという前提で、それらの時期的な目標とそれに向けた「検討期限」を定めるべきであると考えます。

検討期限までは、全国各地で先行する「道州制特区」で大胆な分権改革を実践し、もって地域主権社会における広域の「地方政府」のあり方への国民、住民の関心や認識を深め、検討にあたっては、高度に民主的な議論をすすめるべきです。

（２）区割りと税財政が優先課題

道州制の導入に関して、いわば当事者である自治体関係者および地域の経済界や一般住民の関心は「区割り」と「税財政」の二つに集中していると言ってよいでしょう。これらに関する見通しを提示し、懸念を払拭したうえでなければ、国民に道州制の賛否を問うことは難しいと考えます。

当懇談会においても二つの専門委員会を設けて検討を行っているところであり、１２月１５日の合同会議においても、今後１年かけて十分な検討をなされとの意見でありました。前述の「道州制推進（基本）法（仮称）」においては、この二つの課題を優先的に検討するための仕組みやプロセスを明らかにする必要があります。

（３）地方の取り組みを生かす工夫

地方分権や道州制をめぐる、関西では「関西広域連合」の設立に向けた具体的検討が進み、中部、九州はじめ各地でも、地方自治体、経済団体、学界などが一緒になって議論が積み重ねられています。「道州制推進（基本）法（仮称）」においては、これら地方からの建設的な提案や具体的な取り組みの成果が生かされるような工夫が必要でしょう。

なお、「道州制特区推進法」に基づく北海道の取り組みも有益と思いますが、北海道以外は「３都府県以上の合併」地域に限定している現行法を改正し、「３府県以上による広域連合」も対象とすれば、全国各地の取り組みが一層活発化し、道州制の検討にも資するものと考えます。

（４）政府の本格的な検討機関の設置

道州制の導入に関して政府として責任をもって検討するためには、内閣総理大臣を長とし、各界を代表するメンバーからなる権威のある機関を、「道州制推進法（仮称）」に基づいて設置する必要があると考えます。

上記機関の下に専門別や地域別の部会や委員会も設け、メンバーを通じて各地各界の意見を集約し反映するだけでなく、地方での公聴会や世論調査を繰

り返し行なうなど国民的な議論を喚起しつつ、地方の多様な実態や意見を踏まえた検討結果を期限までに取りまとめることを提案します。

このとりまとめが、堺屋委員ご提案の「道州制実施法」、金子委員ご提案の「内政基本法」にあたると考えます。

以上